

令和3年度 改善意見への対応状況(最終報告)

令和3年度改善意見(令和3年7月1日)	実施状況(中間報告)(令和3年11月5日)	実施状況(最終報告)
(1) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた補助金審査の適切な対応 令和2年度の補助金審査業務で新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に鋭意取り組んできたことは評価できる。新型コロナウイルスの動向は見定めにくいので、令和3年度においても引き続き状況に応じて適切に対応されたい。その際、令和2年度の感染拡大防止対策の経験を最大限に活用されることが望まれる。	○ 令和3年度の補助金審査は、<u>前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「現地審査期間の最短化」「現地審査人数の最少化」「現地審査中の感染防止対策」の観点から、感染症対策を踏まえた補助金審査実施方針を策定したうえで実施することとした。</u> <u>審査の時期については、感染症の状況等を勘案し、12月以降を目途に実施することとしている。</u> なお、令和3年度の補助金審査の実施にあたっては、前年度の感染症対策を踏まえた補助金審査の実施結果を検証したうえで、以下のような取り組みも含めて実施することとした。 ・現地審査後に継続して審議する事項が生じたときは、必要に応じWeb会議システムを活用することとした。 ・補助金審査後の事後確認について、リスト化したものを関係者が共有することで、効率的かつ確実に確認することとした。	○ 令和3年度の補助金審査は、<u>新型コロナウイルス感染症の状況を勘案して例年よりも約1ヶ月時期を前倒しし、11月より実施した。</u> <u>まん延防止等重点措置期間に審査を実施することになったが、前年度実施した新型コロナウイルス感染症の感染対策(「現地審査期間の最短化」「現地審査人数の最少化」「現地審査中の感染防止対策」の観点による対策)をより徹底して行った。</u> なお、令和3年度の補助金審査の実施にあたっては、前年度の感染症対策を踏まえた補助金審査の実施結果を検証したうえで、以下のような取り組みも含めて実施した。 ・現地審査後に継続して審議する事項が生じたときは、必要に応じWeb会議システムを活用した。 ・補助金審査後の事後確認について、リスト化したものを関係者が共有することで、効率的かつ確実に確認した。

(2)「補助金審査の主な着眼点」の周知徹底

令和2年度に行われた「補助金審査の主な着眼点」の周知は、補助事業者への注意喚起をもたらし、補助金の適正使用の面等での効果が期待されることから、これを適宜更新し、周知徹底を行われない。

(3)鉄道助成業務でのデジタル化の可能性の検討

デジタル化の追求は時代の社会的要請でもあり、鉄道助成業務での導入の可能性も問われうるため、補助金審査業務へのITの活用も含めてその可能性を検討されたい。

○ 令和3年度は、「補助金審査の主な着眼点」のさらなる周知徹底を図るため、補助金実務説明会において補助事業者の担当者に説明する時間を設けた。

また、内容については、今年度の補助金審査の結果等を踏まえ、必要な場合は見直しをする。

○ 補助金審査において、現地審査前に確認すべき事項が生じたとき、現地審査後に継続して審議する事項が生じたとき等は、Web会議システムの活用も含め最適な方法で実施することとした。

また、業務で使用しているパソコンが逐次モバイルパソコンに置き換わることから、補助金審査時に活用し、作業の効率化、業務上必要な情報の確認、職場等と写真・動画等による情報共有等の効率化等を図ることとする。

さらに、補助金審査以外の業務においても、補助事業者等との打合せ・協議、補助金実務説明会等において必要に応じWeb会議システムを活用する。

○ 令和3年度は、「補助金審査の主な着眼点」のさらなる周知徹底を図るため、補助金実務説明会において補助事業者の担当者に説明する時間を設けた。

また、内容については、今年度の補助金審査の結果等を踏まえ、一部見直しを行った。

○ 補助金審査において、現地審査前に確認すべき事項が生じたとき、現地審査後に継続して審議する事項が生じたとき等は、Web会議システムの活用も含め最適な方法で実施した。

また、業務で使用しているパソコンが逐次モバイルパソコンに置き換ったことから、補助金審査時にも活用し、審査資料のペーパーレス化、業務上必要な情報の確認、出張中の審査員との即時情報共有等の効率化を図った。

さらに、補助金審査以外の業務においても、補助事業者等との打合せ・協議、補助金実務説明会等において必要に応じWeb会議システムを活用した。

審査等業務の令和 4 年度の主な取組みについて

1. 審査業務の適正・効率的な執行

(1) 補助事業者の法令遵守体制の確保

- ①補助事業者の不正受給・不正使用を防止するため、以下の事項を周知する。
 - ・ 関係法令の遵守
 - ・ 交付決定の取消し等の制度
 - ・ 不正受給・不正使用があった場合における機構ウェブサイトでの公表等
- ②現地審査の際、補助事業者の法令遵守の状況及び補助事業への責任者の関与など、法令遵守体制を確認する。

(2) 適正かつ効率的な現地審査の実施

現地審査の実施にあたっては、以下の事項を踏まえ補助金審査計画を作成する。

- ①「重点審査項目選定の基準」を基に、補助金担当者による意見交換等の検討を行った上で重点審査項目を策定する。
- ②抽出審査については、第三者委員会での議論を踏まえ、1事業者当たり20件程度以上の抽出件数とし、また金額についても補助対象事業費の1/4程度を上回るよう抽出する。
- ③可能な範囲で前倒し審査を実施するとともに、必要に応じ鉄道助成部内の職員を臨機応変に融通し、現地審査集中期間の負担軽減を図る。

2. 適正・円滑な補助事業実施のための補助事業者への周知

- ①補助事業者に対して、助成制度の社会的意義を周知するとともに、補助事業の実施に係る基本的な考え方や留意事項について周知するため、事務連絡を発出する。
- ②事例を追加した「都市・幹線鉄道関係補助金執行事務手続事例集」を補助事業者配布し、補助金交付に係る注意喚起を行う。
- ③補助金実務説明会について、参加者の意見・要望を踏まえ、説明する内容を一部見直したうえで、今年度もリモート形式で実施する。
- ④鉄道助成制度に対する理解促進を図るため、鉄道助成ガイドブックの内容を更新し、配布先を精査したうえで配布するとともに、機構ウェブサイトにおいて情報提供を行う。

3. 鉄道助成部内職員の能力向上

審査ノウハウの承継等のため、補助金審査における基本的事項から専門性の高い知識まで、職員のレベルに応じた研修（全10回）を実施する。

また、「OJT実施基準」に基づきOJTを実施する。

4. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対応

令和4年度の補助金審査業務は、令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策の結果も踏まえつつ、必要な審査時間及び審査員を確保したうえで、補助対象事業者と綿密な調整を図り計画的に審査を実施すること等により、適確に審査を実施する。

また、令和4年度の取組み全般にわたり、今後の新型コロナウイルス感染症対策の動向等を踏まえたうえで、必要な場合には適宜計画の見直しを行うこととする。

○基本方針

- ▽ 額の確定を行うすべての補助事業を対象に原則として現地審査を実施する。
(ただし、業務の効率化の観点から、事業内容が簡易なもの(設計契約のみ等)である場合などは、書面審査のみで実施)
- ▽ 客観的な判断による審査を行うため、複数の審査員で審査を行う。
- ▽ 適正な審査及び審査業務のノウハウ承継のため、審査経験が少ない者と豊富な者を考慮した体制とし、実際の補助金審査業務を通じて審査員のスキルアップを図る。
- ▽ 新型コロナウイルス感染症対策について、現地審査の実施時期など感染状況等を踏まえ適切に判断する。
- ▽ 審査業務を効率的、重点的に行うため、重点審査項目を踏まえて現地審査を実施する。
- ▽ 契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出方針により抽出審査を行うことができるものとする。
- ▽ 現地審査時に支払証拠書類の確認が出来なかった契約や未竣工の事業の竣工確認等について、事後確認を徹底する。

○審査行程

- ▽ 当該年度の事業が未完了であっても、補助事業者との調整が整った案件から順次計画
- ▽ 近傍地域にある複数の対象事業者については、同一週に組み込む等の調整を行い計画
- ▽ 事務所と実施現場間等を効率的に移動できるような行程を計画

○令和4年度重点審査項目

1. 補助対象範囲(共通経費)

補助対象範囲に留意し、補助対象外事業と一体で行われる事業については、共通経費の有無やその費用負担について確認を徹底する。

2. 仕様書等の条件と実績

仕様書等で指定した条件が適切か、また、指定した条件と実績に乖離が無いかの確認を徹底する。

3. 補償費算出

補償費の算出について、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱に則り既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分が控除されているか等、適切に行われているかの確認を徹底する。

○抽出方針

〈抽出審査を行う基準〉

契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出審査を行うことができるものとする。

〈抽出する際の配慮事項〉

- ①「工事」、「調査・設計・測量」、「機械器具・設備」、「用地の取得等」、「建物移転等の補償」、「物品・材料購入等」の各契約種別から1件以上抽出する。
- ②抽出審査件数は、過去の実績も踏まえ決定する。(1事業者当たり20件程度以上)
なお、抽出審査においても審査の過程において、疑義が認められた場合には、追加の抽出審査を行うことがあり得る。
- ③事業内容を勘案しつつ、抽出審査金額/全審査対象金額の割合を可能な範囲で高める。
(1/4程度以上)